

東広島市農地転用に伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン

このガイドラインは、農地転用を伴う太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を設置する場合において、転用事業者（以下「事業者」という。）から隣接農地所有者、その耕作者、隣接地居住者、隣接場所水利関係者（以下「隣接農地所有者等」という。）への事業内容等の説明を確実に行わせることにより、周辺地域と調和のとれた事業とすることを目的とする。

- 1 事業者は、農薬の散布や樹木の日陰、農業用施設の設置等、これら通常の営農活動等により、発電設備の損害や発電能力の低下を受ける可能性があることを理解すること。
- 2 事業者は、隣接農地所有者等に対して、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動、日照等による周辺の環境への影響が無い旨説明する書類等を提示および配布して十分な説明をすること。
なお、転用事業地が急傾斜地の場合、下流域の農地所有者及び耕作者に対しても、書類等を提示および配布して十分な説明をすること。
また、農地転用申請地周辺の農業用水路及び農道等の関係者に協力し、環境美化に努めること。
- 3 事業者は、事業を終了する場合は、事業者の責任ですみやかに発電設備を撤去すること。
- 4 事業者は、農地転用許可申請にあたって、事前に太陽光発電設備の設置に係る誓約書（様式第1号）を提出するとともに、申請時には太陽光発電設備の設置に係る同意書（様式第2号）を申請書に添付すること。
- 5 事業者又はその代理人は、農業委員会による農地転用に係る現地調査を行う場合、立会を行うこと。
- 6 事業者は、その他必要に応じて、農業委員会が求める書類を提出すること。

附 則

このガイドラインは、令和6年6月1日より施行する。